

学長公舎及び教員住宅3号棟の市への納付について

1 経緯

学長公舎（2012年度から入居なし）及び教員住宅3号棟（2025年11月から入居者なし。新規入居予定なし）を地方独立行政法人法第6条第4項及び第42条の2の規定により、不要財産として市に納付する。

2 宿舎の概要（2026.4.6現在）

物件名	地積/建物延床面積	築年数/ 耐用年数	入居者数/ 部屋数
学長公舎 (緑 2-17-4)	474.68 m ² /1 階建 192.84 m ²	33/22 (木造)	0/1
教員宿舎 1 号棟 (緑 1-8-9)	1803.29 m ² /2 階建 1687.90 m ²	33/47 (鉄筋)	15/16
教員宿舎 2 号棟 (緑 2-17-4)	1308.60 m ² /2 階建 1076.50 m ²	33/47 (鉄筋)	6/8
教員宿舎 3 号棟 (桂木 3-25-32)	670.96 m ² /2 階建 557.20 m ²	32/47 (鉄筋)	0/4
教員宿舎 4 号棟 (緑 1-13-6)	1038.57 m ² /915.60 m ²	32/47 (鉄筋)	4/6
計		-	25/35

3 処理方針（案）

大学 4～6月 学長公舎と2号棟の土地の分筆登記業務委託（土地家屋調査士事務所）

大学 6月 理事会議決の上、市に不要財産納付申請

市 7月 評価委員会意見聴取（R7年度年度計画実績、R7決算と合わせて実施）

市 9月 市議会議決

（不要財産納付の認可、定款変更（市が実施）、測量・鑑定評価予算）

市 10月 青森県へ定款変更申請

市 12月 定款変更認可受理

市から大学へ定款変更通知

市 年度内 測量・鑑定評価終了

市 2027年4月 売却の入札公告

市 6月 売却の入札実施